

諮問番号：平成28年度諮問第28号

答申番号：平成28年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

ア 知能検査の結果について

知能検査の結果は、何とか答えを出そうと質問攻めにしたところ、言語の理解力の低さをカバーする形で出た数値であり、対象児童の能力がそのまま検査結果に表れたわけではないこと。

イ 普通学級への在籍について

小学校1年生の時は支援学級に在籍していたが、入学して間もなくより異変が続き、対象児童自ら支援学級を嫌って、先生の言葉にも耳を貸さなくなるなどしたため、先生からの反対はあったが、皆と同じでいたいという対象児童の願いを汲んで、2年生から普通学級に在籍することとなった。

このため、学校には、できる限りの配慮を求めてきたが、限界があること。

ウ 対象児童の現在の状態について

主治医が対象児童について作成した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）に記載された内容は、親から聴き取ったものであるが、短時間の診察では、次のような状態を全て伝えきることにはできないし、医師であってもその状態を正確に把握することはできないこと。

(ア) 廊下から音が聞こえてくると、そちらに耳がいくなど、先生の話の聞いていなかったり、理解できないことが多いこと。

(イ) 毎日、決まったことはでき、言われたこと、与えられたことはまじめにやるが、例えば次のように、自分で考えて行動することが困難であり、1から10まで教えなくてはいけないこと。

a 個包装されたチーズケーキがどのように包装され、どこから開けられるのか考えつかないこと。

b 学年レクレーションの際、体育館で自由に過ごしていい時間があったとしても、一人ウロウロするばかりであること。

c お金を入れていないのに、自動販売機のボタンを押してもジュースが出ないと訴えていたこと。

(ウ) 家庭科の裁縫の授業で、自分が今はこれをしなければならないと思ったことを優先して、先生の言葉を耳に入れず、結果として作業が遅れ、

次に何をしたいのかわからなくなっていたこと。

- (エ) すべきことをきちんと伝えないと、何をすべきか、相手が何を望んでいるかを把握できないこと。
- (オ) 多動と言われたことはないが、じっとしていることが苦手であること。
- (カ) 体幹が弱いこと。
- (キ) 夏休みや冬休みに入るとおさまる音声チックも、休み明けにはすぐに始まること。

エ 対象児童の過去の状態について

次のとおり、小さい頃の苦労は大変で、今の状態とは違いはあれど、大変さがなくなりはないこと。

- (ア) 生後5か月頃は、抱っこしても服にしがみつかず、手がだらんとしていたし、お座りの時期では、腰は据わっているのにフラフラしていた。また、俯せの状態からゴロンゴロン転がり、フローリングの床に頭をゴンゴンぶつけていた。さらに、指差しをしないのはもちろん、10か月検診の際には、名前を呼ばれても振り向かなかった。
- (イ) 幼稚園の年少の頃まではオウム返しをしていたし、年中の頃無くなったが、歩き出す前は目を横目にして、その状態のまま顔を左右に動かし、歩き出してからは壁を横目で見ながら移動していた。また、まぐらの位置が気に入らず、納得できるようにやれなくて、先生がまぐらに手を伸ばそうとしたら痙攣が始まるなど、痙攣やパニックも凄かった。
- (2) 対象児童は、何故自分が、学校を早退してまで、他の児童がやらない検査や診察を受けるのかを理解し、受け入れてはいないので、もうこれ以上、療育手帳や特別児童扶養手当の更新を行うつもりはなく、今回は最後のことと考えているところ、同手当の認定のための基準はあるとしても、人によって感じ方は違うし、対象児童が普通であることを望んでいる以上、それに合わせた支援をしていかなければならず、せめて小学生の間までは、同手当の認定をして欲しい。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

審査請求人は、知能検査の結果に疑義がある旨主張しているが、原処分は知能指数だけに着目して判定した訳ではなく、本件診断書を総合的に判断して、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」の状態にはないと判定したものである。

また、審査請求人は普通学級に在籍することとなった事情についても主張するが、前記のとおり、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされ、普通学級に在籍していることにだけ着目して判定した訳ではなく、本件診断書を総合的に判断してなされている。

さらに、審査請求人は、小学生の間までは、特別児童扶養手当の認定をして欲しい旨求めているが、前記のとおり、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされ、審査請求人の要望によって同手当を支給することは規定されていない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張する。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、知能検査の結果が対象児童の能力を正しく反映したものでないことについては、処分庁としては、障害の程度は、本件診断書の内容に基づいて判定を行うほかないところ、本件診断書には知能検査の結果以外の諸事情も記載され、原処分は、こうした諸事情も考慮の上、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、審査請求人の主張は採用できない。

また、普通学級に在籍することとなった事情については、本件診断書には記載がなく、障害の程度の認定が特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものである以上、本件診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当とはいえないし、普通学級への在籍に至る経緯にやむを得ない事情があるとしても、本件診断書上は、「適応は比較的できてはいる」との評価であるから、当該事情があるからといって、審査請求人の主張は採用できない。

さらに、対象児童の現在及び過去の状態については、いずれも本件診断書には直接の記載のないものであって、前記のとおり、本件診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当とはいえない。

3 加えて、審査請求人は、特別児童扶養手当の更新申請を行うのは、今回が最後であり、せめて小学生の間までは認定をするよう求めるが、そもそも同手当は、医学的・専門的見地からの障害認定の適正性を確保するため、特別児童扶養手当認定診断書に基づく総合的な認定により支給・不支給が判断されるから、こうした審査請求人の事情を考慮すべき余地はなく、その主張は採用できない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

審査会は、同月16日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を開始し、その結果などを踏まえ、同年3月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、精神医学的総合判定が障害等級の2級に相当するとされる「中度」と評価されているものの、発達障害関連症状はいずれも「軽度」とされており、精神症状として「新奇場面での不安が強く、問題行動及び習癖として「興奮」がみられるが、日常生活能力の程度は「自立」の程度が強く、要注目度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっているから、こうした本件診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

なお、審査会は、対象児童の状態について審査請求人の主張する内容を踏まえ、審査庁を介して、主治医に当該主張内容を示した上で、本件診断書への加筆がないか確認したところ、「(知能)検査結果に関しては児(童)の伸びによって数値が上がったものであり、妥当なものではあるが、実際の生活においては、実用性を伴わない面もあるため、数値が反映されないこともある」との回答を得た。

そして、処分庁の嘱託医師に当該回答と当該主張内容を併せて示し、改めて障害の程度の審査判定を依頼したところ、その判定の結果は、引き続き非該当とされた。

こうした点にかんがみると、審査請求人の主張内容を考慮したとしても、前記のとおり嘱託医師の判定と原処分を行った処分庁の判断に違法、不当な点は認められないとした当審査会の判断が変わるところはないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美